令和3年度第1回千葉市建築審查会議事録

- 1 日 時 令和3年4月16日(金) 午後2時00分~午後3時15分
- 2 場 所 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「若潮」 千葉市中央区千葉港2-1
- 3 出席者
- (1)委員

森岡会長、岡田委員、星委員、鈴木委員、藤田委員、下川委員

(2) 行政庁職員

建築部:浜田部長

建築指導課:保科課長、内山主査

建築情報相談課:千葉課長、野口主査

(3) 事務局職員

建築管理課: (幹事) 三田課長、(書記) 中野主査

4 議 題

- (1) 同意議案の経過等報告
- (2) 議案の審査
 - ※公開の議案
 - ア 建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく同意について
 - イ 建築基準法第55条第3項第2号の規定に基づく同意について
 - ウ 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条第1項の規定 の適用に関する第12条第1項の許可の同意について
 - エ 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について
 - オ 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について
 - ※非公開の議案
 - カ 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について
 - キ 建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について
- (3) その他
 - ア 令和2年度建築審査会統計について
 - イ 次回の開催予定

5 議事の概要

(1) 同意議案の経過等報告

令和2年度第12回建築審査会で審議した、議案第1号から議案第6号までの6議 案は3月24日付け、議案第7号及び議案第8号は3月30日付けで許可した旨の報 告が特定行政庁からあった。

(2) 同意議案の審査

ア 議案第1号 「同意」と決定した。

イ 議案第2号 「同意」と決定した。

ウ 議案第3号 「同意」と決定した。

エ 議案第4号 「同意」と決定した。

オ 議案第5号 「同意」と決定した。

カ 議案第6号 「同意」と決定した。

キ 議案第7号 「同意」と決定した。

(3) その他

ア 次回の開催予定

次回定例会の開催は、令和3年5月21日金曜日午後2時からとした。その次の 定例会の開催は、令和3年6月18日金曜日午後2時からと予定した。

6 会議経過

※公開の議案

【議案第1号】

建築基準法第48条第1項ただし書の規定に基づく同意について 用途地域の特例

展示場、博物館、公衆便所、集会場、収蔵庫、物置、機械室 (申請部分:公園休憩所、公園管理事務所、公衆便所)の増築

(1) 建築指導課説明

この案件は、建築基準法第48条第15項の規定により、建築審査会の同意を求めるものです。

「1 該当条項」は、建築基準法第48条第1項ただし書、以下記載のとおりとなります。 また、「11 その他」といたしまして、公聴会を令和3年3月26日に開催し、利害関係者、利害関係者以外の出席はありませんでした。書面での意見についても提出はありませんでした。

申請理由でございますが、本案件は、第一種低層住居専用地域において、「良好な住居の環境を害するおそれがない」と認められる便益施設を展示場、博物館等が立地する敷地内に増築するものです。

今回の計画は、加曽利貝塚の史跡見学の際、突然の雨天時に雨よけできる場所がなく、特に社会科見学等の団体利用者に不便が生じている問題を解消するため、トイレや休憩も可能な多目的スペースを備えた便益施設を建築するものでございます。しかしながら、本計画建物が第一種低層住居専用地域で認められない用途であるため、建築基準法第48条第1項ただし書の規定による、許可申請がなされたものでございます。

はじめに位置と周囲の状況ですが、スクリーンをご覧ください。お手元では、最初の画面案内図です。図面上側が真北でございます。申請地は、千葉都市モノレール 桜木駅から、南東へ約1キロメートルの位置で、赤枠で表示した場所になります。

次に用途地域図ですが、お手元では2ページをご覧ください。画面右側の赤枠で、表示したところが申請地です。用途地域は第一種低層住居専用地域と第一種住居地域にまたがり、第一種住居地域には、高さ制限20メートルの「第一種高度地区」の指定があります。ピンク色点線で表示した都市公園区域内に位置しております。

次に周辺土地利用現況図ですが、お手元では3ページをご覧ください。赤色一点 鎖線で表示したところが申請地、赤枠は敷地境界線から100メートルの範囲を表示し ております。青色で着色しているのが計画建物の便益施設で、緑色は公共建物、黄色 やオレンジ色は住居系建物でございます。敷地内には公共建物である既存の博物館、 収蔵庫、展示場等がございます。

次に現況写真ですが、お手元では4ページをご覧ください。画面中央の写真撮影 方向を示したキープラン、周囲にそれぞれの方向の写真を示しております。写真及び キープランに、赤色で表示している部分が申請地の境界線、青色で表示している部分 が計画建物でございます。写真A、B、Cは前面道路から申請地入口を見た様子です。 D、E、F、Gは計画建物を周辺から見た様子です。

次に、配置図ですが、お手元では5ページをご覧ください。画面右側に配置図、 左側に計画概要を表示しております。画面左側計画概要をご覧ください。計画建物の 延べ面積は、227.40平方メートル、建築面積は、266.92平方メートル、規模・構造 は、地上1階、木造でございます。計画建物の他に展示場、博物館等の既存建物が 12棟ございます。画面右側、配置図をご覧ください。申請地は赤枠で表示したとこ ろで、青色で表示しているところが計画建物です。配置計画は、住宅が隣接している 側から距離をとり、窪地に設置し、建物の高さを抑え、自然景観に溶け込むような外 観とし、近隣に配慮した計画となっております。敷地入口は、西側2か所、東側に1 か所設けられております。

次に、平面図です。お手元では6ページをご覧ください。緑色部分は公園利用者のための休憩室やトイレがある公園休憩所ゾーン、青色部分は管理室、特別史跡のボランティアガイドの待機コーナーがある公園管理事務所ゾーン、黄色部分は24時間開放の多機能トイレがある公衆便所ゾーンとなっております。

次に、立面図です。お手元では7ページをご覧ください。画面上側は南側立面図、画面下側は東側立面図でございます。最高高さ、5.59メートル、最高軒高、3.69メートルでございます。

次ページ8ページをご覧ください。画面上側は北側立面図、画面下側は西側立面 図でございます。外壁はモルタル下地塗装仕上げと一部杉板張りで、屋根は金属屋根 でございます。

次に、断面図です。お手元では9ページをご覧ください。平面図に断面位置を示したキープランがございますが、画面上側は南北方向に切ったX-X '断面図で、画面下側は東西方向に切ったY-Y' 断面図でございます。

次に、日影図です。お手元では10ページをご覧ください。日影は建築基準法の規制値におさまっております。

次に、11ページ、「環境対策用配置図」をご覧ください。計画建物と敷地周囲の 状況を図示したものです。画面中央、青色で示したものが申請建物でございます。配 置図でも説明しましたが、計画建物は、住宅側の敷地境界から約200メートルの離隔 距離があり、高さを抑え、圧迫感を軽減する等の配慮がなされております。本施設は 大きな騒音、振動が生じるような運用は考えておりません。スピーカー放送設備は設置せず、アナウンスや音楽の園内放送はおこないません。加曽利貝塚公園は、24時間開放ですが、防犯対策として警備員による24時間管理やカメラの設置を予定しております。排水については、敷地内既存浄化槽へ接続し、西側の既存排水溝を経由し河川へ放流する計画になっております。交通については、申請地西側正門近くには、一般利用者の駐車場、身体障害者の駐車場10台分が配置され、バス等の大型車や混雑時の駐車場として敷地外の西側に70台分配置されております。利用者用駐車場に関し、申請地の西側にある駐車場を現状のまま利用いたします。バス等の大型車や混雑時の一般利用者の駐車場は敷地外の西側臨時駐車場を利用することで、現況に対する交通状況の大幅な変更は想定されません。

以上のことから、住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可した く同意を求めるものでございます。

(2) 質疑意見等

下川委員 今回の申請に至った経緯を教えてください。

保科課長 昭和43年の築造当時には用途地域の指定は住居地域で、建築許可申請も 行われておりません。昭和48年の都市計画法の改正に伴い、第一種住居 専用地域に指定されたことで既存不適格となり、今回の建築許可申請がな されたものです。

下川委員 今回の敷地において、建築許可申請は何回目でしょうか。

内山主査 1回目の建築許可申請です。

下川委員 用途地域の見直し等が行われるのでしょうか。

保科課長 今後、用途地域の見直しの際に、市全体の視点から検討していくことになります。

【議案第2号】

建築基準法第55条第3項第2号の規定に基づく同意について 第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の特例 小学校(申請部分:昇降機上屋)の増築

(1)建築指導課説明

この案件は、建築基準法第55条第4項の規定により、建築審査会の同意を求めるものです。

「1 該当条項」は、建築基準法第55条第3項第2号、以下記載のとおりとなり

ます。

申請理由でございますが、本案件は、学校であって、その用途によってやむを得ないと認められる小学校のエレベータの上屋を増築するものです。

松ケ丘小学校では、令和4年度に障がいを持つ児童が就学予定のため、エレベータの設置を計画しております。

これまでに当該許可を得た敷地内の増築であり、敷地内の建物の最高高さが10メートルを超えることから、法第55条第3項第2号の規定による許可申請がなされたものでございます。

はじめに位置と周囲の状況ですが、スクリーンをご覧ください。お手元では最初 の画面、案内図です。

申請地は、京成電鉄千原線大森台駅から東側に約600メートルの位置で、赤枠でお示しした場所でございます。

次に用途地域です。お手元では2ページをご覧ください。画面、赤枠で表示した ところが申請地です。申請地は、緑色でお示しした「第一種低層住居専用地域」と黄 色でお示しした「第一種住居地域」に位置し、「第一種低層住居専用地域」部分の最 高の高さの制限は10メートルです。

次に周辺土地利用現況ですが、お手元では3ページをご覧ください。画面、赤枠で表示したところが申請地です。周辺には、主に黄色やオレンジ色で着色した住宅、 共同住宅がございます。

次に、現況写真ですが、お手元では4ページをご覧ください。写真及びキープランに赤線で表示しているところが申請地の境界線、青色で表示しているところが申請建物の位置でございます。画面左手の写真AからC、画面右手の写真E、Fは敷地周囲の道路から申請地を見た様子です。画面上側の写真Dは申請部分のエレベータの位置をみた様子をお示ししております。

次に配置図・建築計画概要ですが、お手元では5ページをご覧ください。画面左上に建築計画概要、中央に配置図をお示ししております。画面左上、建築計画概要をご覧ください。申請部分の構造・規模は、鉄骨造4階建て最高高さは、15.72メートル、建築面積は、13.14平方メートル、延べ面積は、52.56平方メートルでございます。画面中央配置図をご覧ください。今回の申請は、中央青色で着色した部分、エレベータ上屋を増築するものです。申請地の用途地域は敷地内下部に緑色の一点鎖線で図示したラインから上側が第一種低層住居専用地域、下側が第一種住居地域であり、第一種低層住居専用地域内に位置する部分において、既存の校舎の最高高さが10メートルを超えることから過去に許可を得た敷地内の増築であり、敷地内の建物の最高高さが10メートルを超えることから許可申請がなされたものでございます。

次に1、2 階平面図ですが、お手元では6ページをご覧ください。画面左手が1階 平面図、右手が2階平面図でございます。青色で着色した部分が申請部分で、既存校 舎各階の廊下と接続します。

次に3、4階平面図です。お手元では7ページをご覧ください。先程と同様、青色で着色した部分が申請部分です。

次にR階平面図、平面詳細図です。お手元では8ページをご覧ください。画面左 手がR階平面図、右手が平面詳細図でございます。先程と同様、青色で着色した部分 が申請部分です。

次に、立面図です。お手元では9ページをご覧ください。画面上段左側が南立面図、右側が北立面図、下段左側が東立面図、右側が西立面図です。各図に青色で着色した部分が、増築するエレベータ上屋部分です。最高高さは、既存の校舎と同様の15.72メートルでございます。

次に、断面図です。お手元では10ページをご覧ください。申請部分は鉄骨造で、 既存校舎とはエキスパンションジョイントで接続され構造上独立しております。

次に、等時間日影図です。お手元では11ページをご覧ください。赤線でお示ししているのが申請地です。敷地内に緑色の線でお示ししているのが4時間以上日影になるライン、ピンク色の線でお示ししているのが2.5時間以上日影になるラインです。敷地の外に緑色の破線でお示ししているのが5メートルラインで、4時間以上を規制し、ピンク色の破線でお示ししているのが10メートルラインで2.5時間以上を規制していますが、いずれも規制の範囲内に収まっております。

(2) 質疑意見等

鈴木委員 既存の校舎の最高高さは10メートルを超えているのでしょうか。

内山主査 超えています。

鈴木委員 既存の校舎の建築の際に、建築許可を受けているのですか。

保科課長建築許可を受けており、既存不適格ではありません。

森岡会長 今回の建築許可が必要な理由を詳しく教えてください。

保科課長 申請敷地においては、建築当時に建築許可がなされていますが、今回、増 築が行われることから、改めて建築許可が必要となっています。

下川委員 今回の申請敷地において、増築箇所の最高高さが10メートル以下であって も、建築許可は必要ということでしょうか。

内山主査 その通りです。

【議案第3号】

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条第1項の規定の適用に関する第12条第1項の許可の同意について

壁面の位置の制限の特例

物品販売業を営む店舗(申請部分:エスカレーター上屋)の増築

(1) 建築指導課説明

この案件は、千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12 条第2項の規定により、建築審査会の同意を求めるものです。

「1 該当条項」は、「千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条第1項の規定の適用に関する第12条第1項」、以下記載のとおりとなります。

申請理由でございますが、「幕張新都心豊砂地区地区計画」の方針に基づき、新 駅駅前広場の歩廊とイオンモールの上空通路を繋げる「公益上必要な建築物で用途上 やむを得ない」と認められるエスカレーターを増築するものです。

申請地は、幕張新都心豊砂地区地区計画区域に含まれており、地区計画にて、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、申請部分においては10メートルの壁面の位置の制限を超えてはならないとする制限があります。

しかし、エスカレーターを整備するにあたり、申請建物の一部がこの制限に抵触 するため、許可申請がなされたものでございます。

はじめに位置と周囲の状況ですが、スクリーンをご覧ください。お手元では、最初の画面、案内図です。申請地はJR京葉線新習志野駅と海浜幕張駅の間に現在建設中の新駅から南に100mの距離に位置し、赤色で表示した場所になります。

次に用途地域図ですが、お手元では2ページをご覧ください。画面の赤枠で表示したところが申請地です。用途地域は準工業地域で、防火地域に指定されております。また、幕張新都心豊砂地区地区計画の豊砂 C-2 街区に位置しております。

次に周辺土地利用現況図ですが、お手元では3ページをご覧ください。画面の赤枠で表示したところが申請地です。申請地の周囲は、赤色で着色した商業系建物が立地しております。

次に、幕張新都心豊砂地区地区計画の抜粋ですが、お手元では4一ジをご覧ください。申請地は「幕張新都心豊砂地区 地区計画」が定められており、「区域の整備・開発及び保全に関する方針」において「新駅に近接する街区にあっては、駅から連続した地上レベルの公共用歩廊等による歩行者ネットワークとプロムナードネットワークを形成し、2階レベルのスカイウェイにつながる良好な歩行者動線を確保する」と

位置付けられております。エスカレーターはこれに基づき設置するものであり、エスカレーター設置により、新駅から、駅前広場歩廊、イオンモールにて整備済みの上空通路へ、雨に濡れない歩行者動線の確保が可能となります。先月の建築審査会でお諮りしました駅前広場の歩廊等は2021年12月から2023年1月にかけ工事予定、ピンクの太枠で表記している庇及び公共用歩廊は将来工事予定でございます。

次に現況写真ですが、お手元では5ページをご覧ください。画面右下には写真撮影方向を示したキープラン、キープランの周囲にAからDまで、それぞれの方向の写真を表示しています。写真及びキープランに、赤線で表示しているところが申請地です。青色で囲っている部分が申請建物でございます。左上写真A、上段中央写真B、左下写真Dは敷地東側から申請部分をみた様子です。右上写真Cは敷地北西側から申請部分をみた様子です。

次に配置図・建築計画概要ですが、お手元では6ページをご覧ください。画面中央に配置図、下部に建築計画概要を表示しております。申請建物は青色で着色しておりますエスカレーターと歩廊です。計画概要をご覧ください。建築面積は、135.47平方メートル、延べ面積は、38.79平方メートル、構造は、鉄骨造でございます。

次に、全体2階平面図ですが、お手元では7ページをご覧ください。歩行者は駅前広場歩廊から申請部分である歩廊、エスカレーターを通り、イオンモールファミリーモールの外部通路及び上空通路からグランドモールやアクティブモールへ、雨に濡れずに歩行することができます。

次に、1階平面図ですが、お手元では8ページをご覧ください。申請建物のエスカレーターは青色で着色しております。また、緑色で着色した歩廊Aの屋根が敷地内に50センチメートル越境しており、エスカレーターの屋根と雨がかりのないよう一部重なる形状となっております。紫色の線でお示ししているのが、10メートルの1号壁面線のラインで、地区計画にて、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面はこのラインを超えてはならないと規定されています。エスカレーターは昇りと降り各1レーンで、人の動きを感知して作動するものを採用します。また、エスカレーターを設置する周囲は駐輪場及びその車路として使われています。

次に、2 階平面図ですが、お手元では9ページをご覧ください。先程と同様、申請建物のエスカレーターは青色で着色しております。ファミリーモール内部や、アクティブモールへ続く外部通路、グランドモールへつながる上空通路へは一度ファミリーモール風除室を経由します。エスカレーターの稼働時間はイオンモールの営業時間である朝8時から深夜1時です。

次に、お手元 10 ページをご覧ください。3 階平面図をお示ししており、申請部分であるエスカレーターの屋根伏図となります。

次に、全体立面図ですが、お手元では11ページをご覧ください。画面上段に南側立面図、中段左に西側立面図、中段右側に東側立面図、下段に北側立面図をお示ししております。

次に、増築部分の立面図・断面図ですが、お手元では12ページをご覧ください。 画面左上に北側立面図、左下に東側立面図、下段中央に西側立面図、画面右上にX 断面図、右下にY断面図をお示ししております。画面左上、北側立面図をご覧ください。 申請部分の最高高さは10.15メートルです。

申請部分のエスカレーターは壁面の制限に抵触しておりますが、地上レベルの歩 行者ネットワークと2階レベルのスカイウェイをつなげる良好な歩行者動線確保の為 に必要な建築物であり、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認められること から、許可したく同意を求めるものです。

(2) 質疑意見等

岡田委員 今回の建築許可が必要な理由を詳しく教えてください。

保科課長 申請敷地は、幕張新都心豊砂地区地区計画区域に含まれており、道路境界 線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離を10メートル 以上とすることが定められています。今回の計画では、申請建築物がこの 制限に抵触する為、申請がなされたものです。

【議案第4号】

建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について (包括同意基準2-3に適合) 敷地等と道路との関係の特例 一戸建ての住宅の新築

(1)建築情報相談課説明

議案第4号は、建築基準法第43条第2項第2号の規定により、建築審査会の同意を求めるものです。該当条項は、「建築基準法第43条第2項第2号」です。申請者以下は議案書に記載のとおりです。本案件は包括同意基準2-3に適合するものです。

始めに「位置図」ですが、お手元のパソコンの資料1ページをご覧ください。計画敷地は、JR総武線「幕張駅」より北西へ約600m、案内図では、千葉市立幕張小学校から北に約200mに位置する赤線で囲まれた場所で、黄色で塗られた部分が今回ご審議いただく通路です。赤い丸印は消火栓の位置を示しております。

次にスクリーンと併せてパソコンの資料 2 ページをご覧ください。「現況図兼計画図」です。図の右上側が北となります。計画敷地は赤線で囲んだ場所で、計画建物は、木造 2 階建て一戸建ての住宅を建築するものです。黒三角は玄関の位置を示しています。黄色で塗られた部分が通路で、現況の幅員は 2.46~4.0mで、延長長さは 32 mです。通路部分の南側一部がアスファルト舗装、北側一部が砂利敷きとなっており、雨水排水は通路のU字溝に、汚水排水は公共下水管に放流する計画となっております。

法第43条のただし書きの経過につきましては、通路沿いの回と記載された敷地において、記載された年に一戸建て住宅建築の際、建築審査会の同意を頂き許可しております。また、回と記載された敷地において、同じく一戸建て住宅建築の際、建築主事のただし書きの扱いにて確認をしております。

次に、資料 3 ページの「包括同意基準 2 の 3 に適合するチェックシート」をご覧ください。(1)イの欄、通路の現況幅員は 2.46 ~4.0 mあります。ウの欄、通路の延長は 32 mで、60 m以内です。オの欄、通路部分の権利者より通行の承諾が得られております。(5)敷地面積は 169.12 ㎡です。その他、適合表に記載のとおりです。

以上のように本案件は、包括同意基準の2の3に適合しています。

道路位置指定につきましては、隅切りの設置の協力等が得られないため指定を受けることができませんでした。

(2) 質疑意見等

藤田委員 申請通路の北側部分に、同様の通路が伸びているようですが、こちらは別 の道路に接続しているのでしょうか。

野口主査 北側部分に同様に通路が伸びており、東西に伸びる建築基準法上の道路に接続している為、そちらから出入りすることも可能かと思われます。

【議案第5号】

建築基準法第43条第2項第2号の許可の同意について

(包括同意基準2-3に適合)

敷地等と道路との関係の特例

一戸建ての住宅の新築

(1) 建築情報相談課説明

議案第5号は、建築基準法第43条第2項第2号の規定により、建築審査会の同

意を求めるものです。該当条項は、「建築基準法第43条第2項第2号」です。申請者以下は議案書に記載のとおりです。本案件は包括同意基準2-3に適合するものです。

始めに「位置図」ですが、お手元のパソコンの資料1ページをご覧ください。計画敷地は、JR総武線「幕張駅」より南東へ約800m、案内図では、花見川から東に約200mに位置する赤線で囲まれた場所で、黄色で塗られた部分が今回ご審議いただく通路です。赤い丸印は消火栓の位置を示しております。

次にスクリーンと併せてパソコンの資料 2 ページをご覧ください。「現況図兼計画図」です。図の左上側が北となります。計画敷地は赤線で囲んだ場所で、計画建物は、木造 2 階建て一戸建ての住宅を建築するものです。黒三角は玄関の位置を示しています。黄色で塗られた部分が通路で、現況の幅員は 4.0mで、延長長さは 21.66mです。 通路部分はアスファルト舗装がされており、雨水排水は通路のU字溝に、敷地内の雨水排水は浸透桝にて処理のうえオーバーフロー分および汚水排水は公共下水管に放流する計画となっております。

法第43条のただし書きの経過につきましては、通路沿いのQ~Dと記載された敷地において、記載された年に一戸建て住宅建築の際、建築主事のただし書きの扱いにて確認をしております。

次に、資料 3 ページの「包括同意基準 2 の 3 に適合するチェックシート」をご覧ください。(1) イの欄、通路の現況幅員は 4.0 mあります。ウの欄、通路の延長は 21.66 mで、60 m以内です。オの欄、通路部分の権利者より通行の承諾が得られております。(5)敷地面積は 132.14 ㎡です。その他、適合表に記載のとおりです。

以上のように本案件は、包括同意基準の2の3に適合しています。

道路位置指定につきましては、関係権利者の協力等が得られないため指定を受けることができませんでした。

(2) 質疑意見等

- 下川委員 敷地©・⑩を含む、申請敷地よりさらに北側の、通路奥に位置する敷地に ついて、今後建築行為を行う際、包括同意基準に適合しない建築許可申請 が必要となるのでしょうか。
- 野口主査 申請通路を含む、通路全体の延長が60mを超えていることが予想される 為、建築計画と建築基準法第43条の許可条件を照合し検討する中で、包 括同意基準に適合しない建築許可申請となる可能性はあります。
- 下川委員 包括同意基準に適合すると思われるのはどのあたりでしょうか。
- 野口主査 対象通路から先の通路も4m以上の幅員があるのであれば、通路の延長が60m以内で、かつ敷地面積が100 m²以上である場合には、包括同意基準に

適合する可能性があります。

下川委員 道路位置指定の基準には適合していないのでしょうか。

野口主査 隅切りの設置等が適合していません。